

賃貸借仕様書

1、賃貸借業務名

市立東大阪医療センター医療材料管理システムにかかる賃貸借契約

2、概要

医療材料管理システムとは、情報を読み書きできる記録媒体（RFID タグ）に記憶された情報を無線通信によって読み書きする自動認識システム（RFID）を活用した在庫・物流管理システムである。

本システムについては、当センターの電子カルテシステム、手術部門システムと連携することにより、タグのついた使用済み材料梱包材が読み取り装置を通過する際にタグを読み取り、使用材料と使用時間を自動記録し、材料の使用履歴と使用時間を一括管理できるものである。

本システムを導入することで、消費材料などを効率的に管理することが可能となり、医事算定にかかる人的工数の削減や請求漏れの抑制、手術コストの把握等に期待できるものである。

3、賃貸借期間

賃貸借開始日から36か月

4、賃貸借物品

医療材料管理システム対応ダストボックス（RFID 読み取り装置） 14台

上記ダストボックス用タブレット 14台

5、システム仕様

別紙のとおり

システム仕様

I. ハードウェア要件

1. サーバー

院内既存サーバーとの相乗りができること。

2. データベース

SQLServer Express (SQLServer 無償版)

II. システム概要

1. システム機能全般

- ① サーバーはデスクトップ PC で構築が可能であること。
- ② インストールが不要であり、レジストリの変更や、他システムへの影響を与えないシステムであること。
- ③ 1週間分の世代バックアップを外部媒体に自動的にバックアップでき、復帰が可能であること。
- ④ 日付は直接入力、またはカレンダーによる選択入力ができること。
- ⑤ 画面上に抽出、表示されたデータ一覧は、ヘッダ部分をクリックする事により表示データのソートができること。
- ⑥ 画面上に抽出、表示されたデータ一覧は、物品マスタの項目を付加して Excel 出力ができること。
- ⑦ 物品検索は AND 検索が可能で、対処項目は、品名、フリガナ、略称、医事名称、規格・型番、JAN コード、検索文字列から行える。また、大文字小文字、ハイフンの有無などの入力の揺れがあっても検索ができること。
- ⑧ すべての表示データは、Excel、CSV で出力できること。

2. 手術室消費業務

- ① RFID 読み取り装置毎に表示用端末を付属し、操作が可能であること。
- ② RFID ラベルの読み取りデータを消費データとして登録できること。
- ③ 1日に複数回の消費入力が可能であること。
- ④ 端末の設置場所と手術室番号を紐付けし、どの手術室で消費されたか紐づけできること。
- ⑤ 手術伝票のバーコードを読み込み、電子カルテの手術情報と消費データを紐付けできること。
- ⑥ 手術オーダ No は必須入力であること。
- ⑦ 手術オーダ No、患者情報、術式を画面上に表示できること。

- ⑧ 診療材料のロス情報を登録できること。
- ⑨ 読み取った診療材料の読み取りキャンセルが全体、個別にできること。
- ⑩ RFID 読み取り装置が起動していない場合、警告メッセージを出すこと。
- ⑪ RFID は多重読みを行わないこと。
- ⑫ 一度読み取りを行った RFID は別手術で読み取りが出来ないこと。
- ⑬ 一回の手術で読み取った RFID の数量を表示すること。

3. 他システム連携

- ① 電子カルテ DWH から手術予約、手術依頼情報、患者基本情報等を参照し、消費データに紐付けできること。
- ② 物品マスタ情報を電子カルテ DWH より取り込みできること。
- ③ 登録された手術消費データを手術部門システムへ連携できること。
- ④ SPD システムから USB 等の媒体で取得したデータを元に、RFID ラベルを印刷できること。

4. RFID

- ① RFID 読取機で読込可能な RFID ラベルを印刷できること。ただし、RFID ラベルは読取機メーカー推奨のラベルとすること
- ② RFID ラベルの単価については、当センターと取り決めた金額で SPD 業者に卸すこと。
- ③ RFID ラベルには通常の消費入力が行える QR コードを印字すること。
- ④ RFID ラベルのシールサイズは 50 mm×50 mm以下で、強粘着であること。
- ⑤ RFID ラベルは白無地に赤と青の 2 色のプリントがしてあること。
- ⑥ RFID ラベルは EPC C1 Gen2 に準拠した UHF 帯 (915~925MHz) に対応していること。
- ⑦ RFID ラベルは剥離紙にはスリットがあり、部分的な剥離が容易であること。
- ⑧ RFID センサーはゴミ箱の形状をしており、RFID ラベル付きの外装ごと廃棄した際に検知できること。
- ⑨ RFID センサーは固定設置型ではなく、可動式であること。
- ⑩ RFID センサーでの読取精度は 99%以上であること。
- ⑪ RFID センサーから電波が過剰に漏洩せず、センサーから 50cm 以上離れたエリアの RFID ラベルを誤検知しないこと。

5. システムメンテナンス機能

- ① システムのバージョンアップが必要な場合は、システム管理者が容易にバージョンアップできること。
- ② システムエラー情報は USB 媒体により、システム管理者が容易に抽出、提出できるこ

と。

6. 遠隔保守

- ① 遠隔保守の管理責任者は、情報機器を使用できる作業担当者を必要最小限に限定すること。
- ② 遠隔保守の管理責任者は、情報機器の盗難、紛失時の対応を作業担当者に周知徹底し、教育を行うこと。万一盗難、紛失が発生した場合には、直ちに当センターに届出を行うこと。
- ③ 遠隔保守の管理責任者は、保守契約が終了となった場合には、使用していた情報機器のデータを当センター指導の下、完全な形で消去し、廃棄すること。
- ④ 遠隔保守に使用する情報機器や手術レーティングシステムのセキュリティ更新プログラムは常に最新化すること。
- ⑤ 遠隔保守に使用する情報機器はウイルス対策ソフトをインストールし、パターンファイルを常に最新化すること。
- ⑥ 病院情報システムネットワークとの接続には、セキュリティ上安全な伝送路を用い、全ての接続経路で情報漏洩や不正アクセスを防止すること。
- ⑦ 遠隔保守に使用する情報機器はパーソナルファイアウォール設定やファイアウォール機器等を利用し、認められた正当なアクセス以外、全てのサービス接続要求を遮断すること。
- ⑧ 通常の遠隔保守を行う場合は、障害時等の緊急時を除き、事前に作業の予定及び内容を定型フォーマットによるメールで連絡し、作業を計画すること。
- ⑨ 遠隔保守作業終了時は、定型フォーマットによるメールで報告すること。
- ⑩ 遠隔保守作業中に情報機器から離れる場合は、機器が不正に使用されない処置（スクリーンロック等）を施すこと。また、未使用時は情報機器の電源を切断すること。
- ⑪ 遠隔保守作業に必要なない機器や記録媒体等は、接続及び使用を一切しないこと。
- ⑫ 情報機器の盗難及び紛失の可能性を十分考慮し、遠隔保守に使用する情報機器に必要なない情報は格納しないこと。
- ⑬ 遠隔保守に使用する情報機器内に当センターの個人情報及び個人情報ファイルは格納しないこと。
- ⑭ 遠隔保守に使用する情報機器から当センターの個人情報を可搬媒体に保存しないこと。